

2020年 月 日

大阪府議会議長
土井 達也 様

(団 体)

(連絡先)

新型コロナウイルス感染症対策を優先し、大阪市を廃止し 特別区を設置する制度案（協定書案）を議決しないよう求める要請書

6月19日、大阪府・市の大都市制度(特別区設置)協議会(法定協議会)は、大阪市を廃止し特別区を設置する制度案(協定書案)を維新の会、公明、自民府議団の賛成多数で可決しました。

この協定書案はコロナ以前に作成されたものであり、コロナ対策についての記述はなく、大阪府・市の財政見通しへのマイナス影響もなんら考慮されていません。しかも、4月、5月に開けなかった「出前協議会」に代えて実施された意見募集には2,376件の市民の意見が寄せられ、そのほとんどが反対意見であったことを無視し議決を強行しました。

住民投票で大阪市の廃止が決まれば二度と元に戻れないだけに、住民への十分な説明と議論が保障され、住民が制度を理解したうえで特別区設置の判断をすることが求められます。いまコロナ感染の影響で府民の暮らし、営業が困難に陥り、また第2波が危惧されるなかで、十分な説明と議論が保障できない状況です。しかも、コロナ対策には全ての住民が力を合せて協力することが必要です。そんなときに、前回の住民投票のような対立・分断を住民の間に持ち込んでではありません。さらに、住民投票には多額の税金や人を投入することになり、その予算をコロナ対策に使うべきです。

こうした中、知事が協定書案を議会に付議したとしても、議決を急ぐのではなく、徹底的に審議し、問題点を含めて、その内容を府民に明らかにしていくことこそ、議会の責任と考えます。また、この時期に議決することは、11月の住民投票実施となり、府民への説明、府民的議論が困難であり、インフルエンザ流行と「新型コロナ」の第2波が重なる可能性もあります。

つきましては、大阪府議会は、新型コロナウイルス感染症対策を優先し、協定書案を議決しないよう求めます。

【連絡先】

(事務局)府民要求連絡会

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館3F

電話 06-4800-8475 FAX 4800-8476

メール fuminren@nifty.com